



平成 28 年度

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

提案募集のご案内

[募集要項]

人と情報のエコシステム

研究開発領域



国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター

平成 28 年 6 月



◆20周年記念事業 <http://www.jst.go.jp/20th/index.html>

2016年10月、科学技術振興機構（JST）は、
設立20周年を迎えます。

左図は、20周年を記念して作成されたロゴです。

目次

I . 応募要領	1
1. 戰略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	1
3. 応募方法	2
4. 応募要件（研究倫理教育）	3
5. 重複応募について	4
6. 応募の要件等	4
7. お問い合わせ等	6
II . 募集・選考にあたっての領域総括の考え方	7
III . 研究開発領域の概要	9
1. 研究開発領域の背景・意義	9
2. 研究開発領域の目標	10
3. 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要	11
3.1 対象とする情報技術	11
3.2 対象とする人と社会	11
3.3 研究開発テーマの例	12
3.4 研究開発領域が目指す社会像	14
3.5 研究開発領域運営側の取り組みについて	14
4. 研究開発領域の設置期間	14
5. 研究開発の種別・規模	14
6. 研究開発領域のマネジメント	15
7. 研究開発の評価	16
8. 研究開発領域のストーリー	16
IV . 選考及び採択	18
1. 選考のプロセス	18
2. 選考体制	18
3. 選考にあたっての主な評価項目	19
V . 社会技術研究開発における研究開発の推進方法	21
1. 実施計画	21
2. 実施体制	21
3. 実施拠点	22
4. 委託研究契約と知的財産権の帰属	22
5. 研究代表者及び主たる実施者の責務	22
6. 実施機関の責務等	24
7. 研究開発費（直接経費）	25
8. 間接経費	26
9. 繰越	26
10. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合	27

VII. 応募に際しての注意事項	28
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	28
2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	30
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	30
4. 研究費の不正な使用等に関する措置	33
5. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について	34
6. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	36
7. 研究活動の不正行為に対する措置	36
8. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	38
9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	39
10. 公正な研究活動を目指して	41
11. ダイバーシティの推進について	42
12. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	43
13. 「国民との科学・技術対話」の推進について	43
14. オープンアクセスについて	43
15. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	44
16. 研究設備・機器の共用促進について	45
VII. 提案公募 Q&A	46
VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	52
1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	52
2. e-Rad による応募方法の流れ	53
3. 利用可能時間帯、問い合わせ先	54
3.1 e-Rad の操作方法	54
3.2 問い合わせ先	54
3.3 e-Rad の利用可能時間帯	54
4. 具体的な操作方法と注意事項	55
4.1 實施機関、実施者情報の登録	55
4.2 募集要項及び提案書の様式の取得	55
4.3 提案書の作成	57
4.4 e-Rad への必要項目入力	58
4.5 研究提案の提出	65
IX. 提案書の記載要領	68
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案書（研究開発プロジェクト）	69
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案書（プロジェクト企画調査）	83
X. 参考資料	97

I. 応募要領

1. 戰略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEXにおいて社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（またはプログラム。以下、領域等という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括（またはプログラム総括）が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

領域によって募集要項、提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。

2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下のとおりです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	<u>6月14日（火）正午</u>
募集説明会	<u>6月30日（木）（東京）</u> <u>7月5日（火）（京都）</u>
提案書受付期限（※）	<u>8月5日（金）正午（厳守）</u>
書類選考期間	8・9月
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会	<u>10月3日（月）または10月6日（木）</u>
面談（採択条件の説明）	10月中（予定）
選考結果の通知・発表	10月中（予定）
研究開発の開始	11月上旬（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については次ページを参照してください。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

(1) 実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-RadのログインID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たにe-RadのログインID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください(ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です)。

登録方法の詳細は、「VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」(52~67ページ) 及び e-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ホームページ (<http://www.ristex.jp/examin/proposal.html>) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「IX. 提案書の記載要領」(68~96ページ) の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書をe-Radへアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について（52～67ページ）を参照してください。

4. 応募要件（研究倫理教育）

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、28～29ページ（Q&Aの46～47ページ）をお読みください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去にJSTの事業等においてCITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている修了証番号を申告してください。

5. 重複応募について

- (1) 1人の方が研究代表者として応募できる提案は、1件のみです。
- (2) 「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域、「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域と重複して応募することはできません。
- (3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募はできません（当該研究開発の実施期間が平成28年度以内に終了する場合を除く）。
- ※ 他の戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-I）と重複して応募することはできます。

6. 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知ください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は、採択された場合、全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として本研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。

（1）提案者の要件

- a. 実施者（数名～20名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること¹。
- なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。
- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
 - ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
 - ・現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
 - ・民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。
 - ・不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触しないこと。
- c. プロジェクトの実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。

¹ 「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V 6. 実施機関の責務等」（24～25ページ）を参照してください。

詳しくは、「V 5. 研究代表者及び主たる実施者の責務」(22~23 ページ) を参照してください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定) の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成 26 年 2 月 18 日改正) の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び濫用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「V 6. 実装機関の責務等」(24~25 ページ)に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

7. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び <u>最新情報</u>	社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ http://www.ristex.jp/examin/proposal.html
募集要項 及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ホームページ http://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 企画運営室 募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階 <u>E-mail : boshu@ristex.jp</u> Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く) <u>原則として電子メールでお願いいたします</u>
<u>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について</u> 実施機関・実施者の登録、e-Radの操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く) [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方

領域総括：國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部 教授

近年、IoT を介したビッグデータ集積、収集されたビッグデータを活用した人工知能、さらには人工知能を搭載したロボットなどの情報技術の連鎖的で加速度的な進化が起こっています。そして、人間がコンピュータに対して優位だと思われてきた認知や文脈判断などにおいてまで、コンピュータが勝りはじめ、ショックをもって受け止められています。

出現しつつある大きな力に対して、社会的にその利便性に対する大きな期待がある一方で、その潜在的な負の側面に不安感が持たれるのはむしろ健全なことでしょう。確かに技術の力が人間に危害を与える方向に使われたり、暴走したりした時、その力が大きい分だけ被害も大きくなりえます。また、問題の現れ方が多様で、予測が難しいところも課題です。たとえば、インターネット利用が始まった当初あまり重視してこなかったプライバシーがいま大きな問題となっています。これらの多くは、早い段階で問題を認識し、広がる前に解決の仕組みを埋め込んでいれば、今ほど難しい問題にはならなかつたものと考えられます。

一方で、技術に対する情報が不足し理解が進まないことから生じる根拠のない不安感も危険です。感覚的な不安感のみで技術を拒絶する態度が、逆に技術開発をする方々の中に、社会からのフィードバックを受けることが技術の進化を妨げるものと受け取られている面にも注意しなければなりません。その結果として、相互不信に基づく対話不足が原因で、フィードバックがないままに開発が進み、大きな労力と資金が投入された後に、倫理的配慮等から使用が止められたり、制限されたりする不幸な事例が散見されます。

私たちは、技術をめぐる多様なステークホルダーの間に、技術の萌芽段階から有効な対話をを行うことで、情報技術を人間に真に貢献するものとして進化させることができると思っています。また、逆に社会に向けて各種技術に関する情報提供（リスクコミュニケーションも含め）や技術リテラシー教育を進めることで、社会として技術を受け入れたり、活用したりする能力や意識も高めることも可能だと考えます。つまり人も技術も相互作用しながら変化を続けるものであることから、その双方への働きかけが可能であるというのが基本認識です。技術を社会的に配慮あるものにする努力と、人間の技術を活用する能力の向上の2つが合わさって、人間と技術が「なじんだ」状態を作ることができれば、技術開発と利用の相乗効果で、技術進化を加速させることにつながるでしょう。より具体的には、情報技術に関して、メリットや負のリスクをバランスよく評価し、技術開発や製品開発、あるいはそれらを実装していく際の社会的な意思決定にフィードバックするメカニズムが設計可能だと考えています。

そこで本研究開発領域では、情報技術を上流工程から人間を中心とした視点で捉え直し、制度と技術を協調的に設計していくための共進化プラットフォームを設計していきます。ここでは、プラットフォームを「多様な主体が協働する際に、協働を促進するコミュニケーション

ーションの基盤となる道具や仕組み」と定義し、「プロトコール」と「創発」という2つを重要なキーワードとします。

「プロトコール」とは、対話をもたらすための言葉や作法のことです。技術者から哲学者や消費者まで、多様なステークホルダーで技術の可能性や負のリスクを議論して、人間中心の設計を促したり、社会として技術を安全に活用する能力を高めたりするためには、交わされる議論の言葉についての共通理解が必要です。また、議論を前に進め、社会としての意思決定を行うための作法についてあらかじめ合意しておくことが役立ちます。そこで、本研究開発領域の共進化プラットフォームでは、それぞれの研究開発プロジェクトの中で、または研究開発プロジェクト間でも、さまざまなステークホルダーが有効に対話を進めるために必要な概念（言葉）の開発やその共有を行います。

「創発」とは、複数の主体が相互作用することで、必ずしも予測できない付加価値が生まれされることを指します。これをキーワードに掲げるのは、多様な技術が相互に影響し、連結することで予想しなかった展開が生まれることを想定するからです。IoTとAIが結合することで大きな変化がもたらされていることは好例だろうと思います。また、技術と社会の関係についても、一方が他方を一義的に決定づけるような単純な世界ではありません。技術が社会のあり方を不可避的に決定するものではありません。逆に社会が計画に従って技術を開発、導入しても計画通りの帰結がもたらされないことも往々にしてあります。これは技術をめぐる多様な主体が相互に作用しながら技術も社会も動的に変化していくからです。変化の方向がはっきり見えないからと言って、運任せにすれば良いということではありません。不確実性があるからこそ、技術と社会の間に不断の対話を成立させ、状況の変化に即応しながら技術と社会の舵取りをしていかなければなりません。

そのような認識のもとに、本研究開発領域においては、個々の研究開発プロジェクトは、自ら設定した個別の課題に取り組むとともに、他の研究開発プロジェクトや領域全体の共進化プラットフォームと相互作用することで、新しい秩序を生み出す活動に参加していただきます。また、「創発」は、研究開発プロジェクト間に留まるものではありません。個々の研究開発プロジェクトから生み出された成果を活用する企業、行政、ユーザーを巻き込み、当初は予想していなかった広がりがもたらされることを期待します。

結果として追求するのは、研究開発領域終了後に領域全体の成果として、社会と技術の建設的な共進化を促すプラットフォームが形成され、情報技術がもたらす問題を抽出し、多様なステークホルダーの検討に基づく要請や提言を行う相互作用の基盤が稼動していることです。

そのためにも、本研究開発領域では、領域総括および領域アドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を常時把握し、研究代表者らと一体となって活動を行うことで、ダイナミックで機敏なマネジメントを実施していきます。この点も他の補助金制度による助成とは異なりますので、ご理解の上ご応募いただくようお願いいたします。また、国内外の他のプロジェクトとの協力・連携による相乗効果が期待される提案を歓迎します。

III. 研究開発領域の概要

1. 研究開発領域の背景・意義

「人と情報のエコシステム」研究開発領域（以下本領域という。）は、ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoTなどの情報技術の急速な進歩を背景としている。具体的にはコンピューターネットワークの能力が加速度的に向上し、情報・人・組織・物流・金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付く中、ディープラーニング技術の開発や人工知能技術の高度化により大量データの高度活用が可能になりはじめている。

また、「第5期科学技術基本計画」では、超スマート社会（Society5.0）が重要なテーマとして掲げられ、国としても「人工知能技術戦略会議」の下、文部科学省・経済産業省・総務省の三省が連携し研究開発を一体的に推進していく取組が始まっている。JSTでは、理化学研究所に設置された「革新知能統合研究センター（AIPセンター）」と連携しつつ、情報技術の研究開発を総合的に推進するネットワークラボを構築し、戦略的な基礎研究を実施することになっている。

こうした情報技術が社会に導入され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらしうるとの指摘もなされ始めている。米国の Pew Research Center が 1896 人の専門家に対して行ったインタビュー調査では、将来ロボットが仕事を奪うことについて、48%が悲観的、52%が楽観的との見解を示しており、専門家の間でも見解が分かれているのが現状である²。また、「coveillance」（＝インターネット上の相互監視）という言葉が新しく生まれたように、情報技術の発達は我々のプライバシーのあり方そのものも変化させており、今後も多方面で人の生活様式を変えていくことが予想される。

情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられている。

ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoTといった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらしうるが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭である。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流の段階から多様なステークホルダーの主観的意見をとりいれ、問題やテーマのフレーミングの幅を広げていくことが重要となる。

² AI, Robotics, and the Future of Jobs (<http://www.pewinternet.org/2014/08/06/future-of-jobs/>)

このような状況への対応として、英米では、人工知能に関する研究プロジェクトやセンター（Future of Humanity Institute（FHI）、The Future of Life Institute（FLI））等が、人的ネットワークを介して互いに連携しながら、来るべき未来社会の在り方について議論を進めている。そのうち FLI は、テスラモーターズの創業者である Elon Musk の 1,000 万ドルの寄付によるファンドを立ち上げ（2015 年 1 月）、「AI をより有能にする研究」だけではなく、「AI の社会的利益を最大化する研究」を行うという指針のもと、「社会と AI の両方に関わる研究であるため、必然的に学際的な取組み」を求めて 5 つのカテゴリー（①コンピューターサイエンス、②法律および倫理研究、③経済、④教育およびアウトリーチ、⑤政策）による 37 のプロジェクトを採択し、研究活動を始めている。

我が国においても、情報技術を研究開発の上流の段階から人間を中心とした観点で捉え直し、社会の理解のもとに技術と制度を協調的に設計していく試みの必要性が高まっているが、そういった試みに対応するための機会や場の創出、方法論や機能の確立、人材の確保といった点は十分に措置されていないのが実状である。

以上より、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくために、情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能の構築を目指した社会技術研究開発を推進する。本領域では、「人と情報のエコシステム」を設計し、情報技術と人間のなじみ³がとれた社会を目指す。

2. 研究開発領域の目標

本領域における具体的な目標は以下のとおりである。

情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行う。具体的には、

- ① 情報技術がもたらしうる変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方策を創出する。
- ② 情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示していく。

①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行う。

³ 「情報システムとは、組織体（または社会）の活動に必要な情報の収集・処理・伝達・利用にかかる仕組みである。広義には人的機構と機械的機構とからなる。コンピュータを中心とした機械的機構を重視したとき、狭義の情報システムとよぶ。しかし、このときそれがおかれれる組織の活動となじみのとれているものでなければならない。」（浦昭二ほか「情報システム学へのいざない」培風館,1998）

また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とする。

プラットフォームとは、ここでは社会と技術の望ましい共進化を促すために必要な「多様な主体の協働を促進するコミュニケーションの基盤となる道具や仕組み⁴」を指す。

領域全体のアウトプットとしての共進化プラットフォームがもつべき機能としては、研究開発領域の目標の①②以外では、以下のようなものが現時点では想定されるが、これについて今後の領域運営活動を通して明らかにしていく予定である。

- ・ 技術開発の上流の段階から多様なステークホルダーと情報を共有し、人間を中心とした視点で情報技術を捉えなおす
- ・ 情報技術の素早い進展速度に対応し必要な時期に必要な成果が創出され、成果が出た後も柔軟に更新が可能である
- ・ 技術開発や産業発展の過剰なブレーキとならず、適切なハンドルとして機能する
- ・ 世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われる

3. 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要

3.1 対象とする情報技術

本領域が対象とする情報技術は、主にビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoTなどを想定しているが、その中でも開発の上流段階で社会からのフィードバックを受けることが重要な現在発展中の技術や今後開発されうる技術、さらに、既に社会に実装されている技術もその社会的影響を考慮すべきものとして対象となる。

なお、以下の研究開発は本領域の対象としない。

- ・ 人工知能、ロボット、IoT 等の技術そのものの研究開発
- ・ 実施体制あるいは研究計画上、自然科学と人文・社会科学との連携並びにステークホルダーとの協働が認められない研究開発

3.2 対象とする人と社会

本領域が対象とする人と社会は、個々の研究開発プロジェクトによって異なっており、対象とする情報技術が影響を及ぼす（可能性のある）ステークホルダー（当事者）を想定

⁴ 國領二郎「ソーシャルな資本主義 つながりの経営戦略」日本経済新聞出版社,2013

する必要がある。研究開発プロジェクト実施時には、できる限り多くのステークホルダーが関与することが期待される。

また、「情報技術と人間のなじみがとれた社会」とはどんな状態なのか、どうあるべきなのかを検討する必要がある。その際、情報技術と同様に人や社会も変化していくものとして捉え、既存の社会の規範や法、制度、思い込みを含む価値観を再検討するプロセスが求められる。

3.3 研究開発テーマの例

下記 A～B-5 のような研究開発テーマへの取組みをもって、領域目標の達成を目指す。なお、これらは現時点の想定であり、またこれらのうちの複数テーマに関わるものや、ここにあげられていない対象に取り組むことは十分想定される。特に、今すでにある技術がもたらしているが、まだ多くの人には認知されていない社会的問題（顕在技術の潜在的社会問題）や、今後あらわれる技術がもたらすと予測される社会的問題（潜在技術の潜在的社会問題）も取り組まれるべきものである。

「A：共進化プラットフォーム」は、領域全体が目指すアウトプットそのものであるが、仕組みの構築や方法論自体も研究開発の対象とする。また、B-1～B-5 の応用テーマへの取り組みの際にも、「A：共進化プラットフォーム」の構築に貢献することが期待される。

A：共進化プラットフォーム

情報技術がもたらしうる潜在的なリスクやメリットを的確に特定し、評価を行うための方法論の研究開発。評価を情報技術の人間中心設計に反映させる方法論の研究開発。

(研究開発の対象例)

- ・社会の多様な人々が意見を述べ、技術や制度設計に反映する場と仕組みのあり方
- ・技術発展と同時進行のリアルタイムテクノロジーアセスメント
- ・国際的な類似プロジェクトとの連携体制の構築
- ・情報技術を社会実装する際にボトルネックとなっている社会規範の再検討
- ・「なじみ」の評価指標の開発
- ・技術がもつリスクを独立不偏な立場からアセスメントし、それを市民に効果的に伝えることで技術と社会の信頼関係を構築する仕組みのあり方

B-1：法律・制度

情報技術がもたらしうる潜在的な負のリスクを軽減し、潜在的なベネフィットを最大化するための、法的課題の特定と措置の提言を行う研究開発。

(研究開発の対象例)

- ・情報技術に起因する事故や犯罪を防止、抑止するための法律・制度のあり方

B-2 : 倫理・哲学

情報技術がもたらしうる潜在的な倫理的・哲学的課題の特定と指針を提示する研究開発。

(研究開発の対象例)

- ・つながり社会における個と全体の検討
- ・人工知能やロボットと人間の境界線を探索し、人工物/人間の新しい関係性のあり方の提案

B-3 : 経済・雇用

情報技術がもたらしうる潜在的な負のリスクを低減しながら、ベネフィットを最大化するための研究開発。

(研究開発の対象例)

- ・経済格差が広がらないための制度設計に関するあり方
- ・ロボット時代の生産性、雇用・働き方、顧客接点・ユーザーインターフェースのあり方
- ・情報技術の活用と企業経営、イノベーション、ビジネスモデルのあり方
- ・情報技術の活用がもたらす成果の社会的な好循環モデルのあり方

B-4 : 教育

情報技術が浸透する社会における変化への対応力を身につけるための研究開発。

(研究開発の対象例)

- ・子どもを含む一般市民の情報技術がもたらしうるリスクを回避しながらベネフィットを得る能力を開発する教育法や制度設計の開発
- ・技術への理解を深め有益な活用に向けて技術者、制度設計者に的確なフィードバックを与える能力の開発

B-5 : 人間中心視点による技術開発

開発の上流段階から社会的要請を意識し、多様なステークホルダーとの対話を通じた人間中心の技術開発の実証研究。他の競争的な研究資金などとの連携によって、具体的な技術開発の中で人間中心の考え方を取り込んだ際の課題や対応策について研究を行う。

(研究開発の対象例)

- ・他の競争的研究資金などとの連携による、技術への要求仕様とその仕組みのあり方
- ・地域や文化、時間によるコンテキストの違いから生じる固有の問題の抽出と技術開発への反映
- ・ブラックボックス化防止のためのアルゴリズムの開示や情報トレーサビリティなどの対応のあり方

これらの研究開発のアウトプットとしては、対応技術、政策提言に通ずる指針、ガイドライン、指標などが考えられ、また研究開発成果の出版・シンポジウム等による情報発信

やコミュニケーション活動、さらに関連人材の育成やコミュニティ形成などが想定される。

3.4 研究開発領域が目指す社会像

本領域が領域全体として目指すアウトプットは、社会と技術の共進化を促すプラットフォームの構築であるが、領域が目指す「情報技術と人間のなじみがとれている社会」は領域終了後の取組みによって形成される。つまり、本領域で形成された共進化プラットフォームは、領域終了後も継続されることによって確立・定着することが必要である。

3.5 研究開発領域運営側の取り組みについて

研究開発目標を達成するため、公募にてプロジェクトを採択する方法に加え、プロジェクトと協働して領域運営側も下記項目に取り組むことを想定している。

- ・情報技術の社会への影響調査を俯瞰的に実施
- ・研究成果の社会への効果的な発信
- ・研究成果の担い手との連携
- ・JST 内外の関連事業との連携
- ・国際連携推進

4. 研究開発領域の設置期間

- ・設置期間は、平成 28 年度から平成 33 年度の延べ 6 年間を想定
- ・初年度、2 年度目、3 年度目に、数件の新規研究開発プロジェクトの採択を想定

5. 研究開発の種別・規模

本領域では、領域目標の達成に共に取り組む研究開発の実施者を広く募り、研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査（以下、研究開発プロジェクト等）を実施する。各年度数件の新規の研究開発プロジェクト等の採択を想定する。なお、初年度および最終年度の研究開発期間は半年となるため、その期間に必要な金額を申請してください。

① 研究開発プロジェクト

本領域の目標達成に向けて、「3-3. 研究開発テーマの例」に掲げたテーマに該当し、研究開発対象へ取り組みを提示するもの。それらが有効であることを実証しようとする取り組みが求められる。

◇ 予算規模（直接経費）：1 プロジェクト 数百万円から 10 百万円程度（上限目安 20 百万円）／年（12 ヶ月）

研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取り扱う。

◇ プロジェクトの期間：当初は、原則として 3 年以下

なお、3 年度目に評価を行い、実装段階にあるプロジェクトや自律的実装の可能性の高いプロジェクトを最大 1 年間延長する場合がある。また、研究開発の進捗等に応じて適宜、適正化を図るとともに、体制の構築が進まない等、目標達成の可能性が低いと判断された場合は期間途中で終了する場合がある。

② プロジェクト企画調査

優れた構想ではあるものの、有効な提案とするには更なる検討が必要なものについて、今年度は企画調査としての提案を募集する。また、研究開発プロジェクトとしての提案をプロジェクト企画調査として採択する場合がある。

◇ 予算規模（直接経費）：1 課題 3 百万円以下

◇ 企画調査の期間：半年以内（平成 28 年度は約 5 ヶ月間）

なお、「プロジェクト企画調査」として採択された場合は、次年度に再度、研究開発プロジェクトの提案として応募することが期待される。

※ JST は委託研究契約に基づき、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限に間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。詳細は、「V. 8. 間接経費」を参照してください。

6. 研究開発領域のマネジメント

- ① 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行う。
- ② 領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置する。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して選出する。
- ③ 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクト等の募集・選考を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議や関係者の交流を行う。
- ④ 領域総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクト等の統廃合を含む見直しを行う。
- ⑤ 領域運営は、社会の状況、領域における各研究開発プロジェクト等の進捗状況に応じて、募集選考方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応する。また、最終的に複数の成果を統合し情報技術と社会の共進化を促すプラットフォームを提示できるよう、あらかじめ各年度の募集テーマを重点化する等、戦略的に公募を実施する。
- ⑥ 領域内の研究開発プロジェクト等を横断・俯瞰する取り組みや社会への提言等、領域としての活動を積極的に行う。

- ⑦ アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、WEB 等での情報発信等）を積極的に行う。
- ⑧ 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかける。

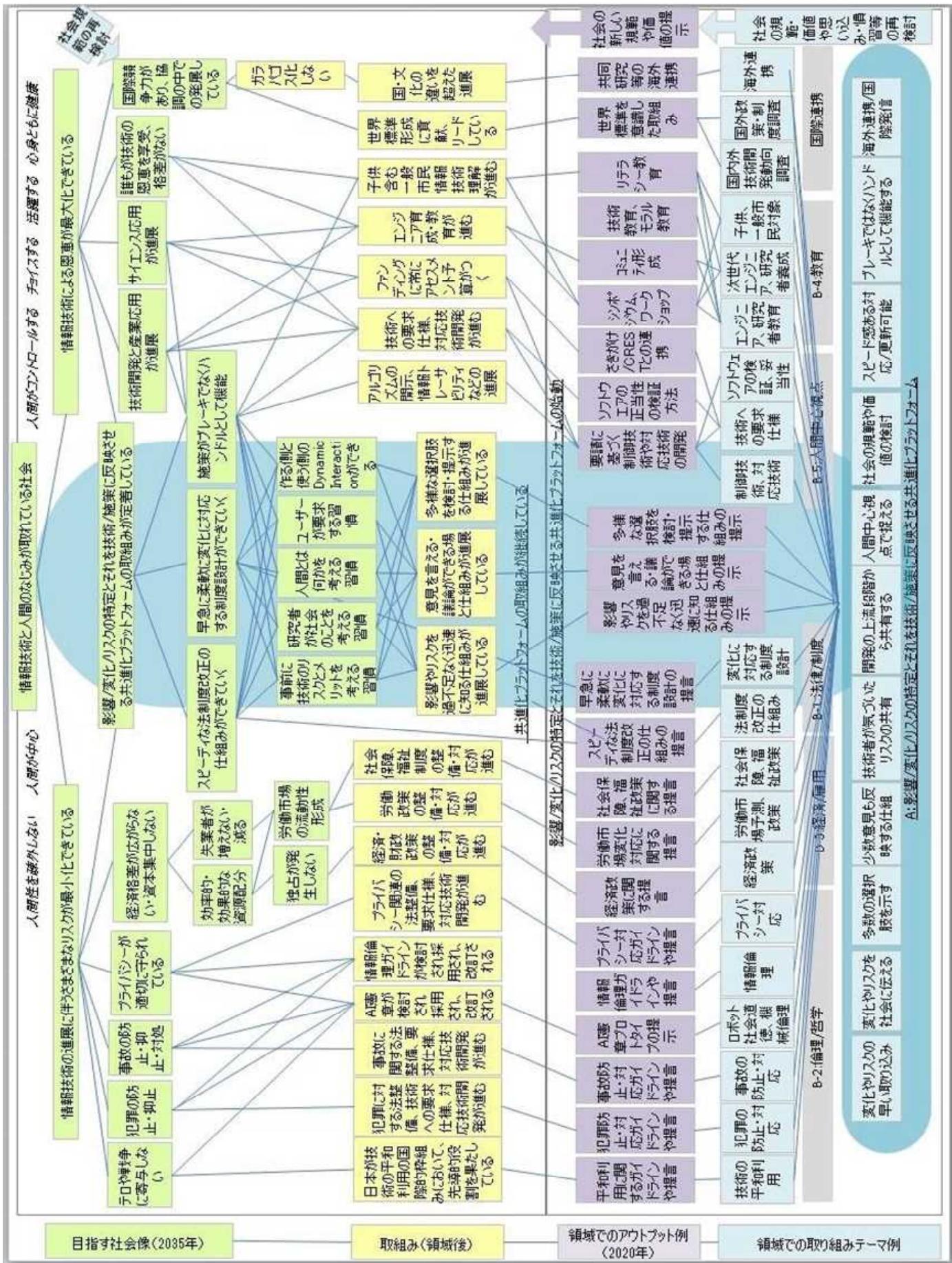
なお、上記のマネジメントに際しては、RISTEX の中での本領域の役割・位置付け等を踏まえ、RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本領域の進捗状況や成果に関する情報共有を図る。

7. 研究開発の評価

- ① 研究開発領域の評価
 - ・ 研究開発領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施する。
- ② 研究開発プロジェクト等の評価
 - ・ 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行う。
 - ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施する。
 - ・ 3年度目に評価を実施し、実装の可能性が高い研究開発プロジェクトは最大 1 年延長することがある。
 - ・ プロジェクト企画調査については、事後評価を実施する。

8. 研究開発領域のストーリー

次ページに本領域が目指すストーリーを図式化したロジックモデルを示す。このモデルは 2016 年 6 月時点でのテーマのイメージであり、今後領域を運営していく中で更新していく予定である。必ずしもこれにとらわれる必要はないが、参考にされたい。



図：研究開発領域のストーリー

IV. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「3.選考にあたっての主な評価項目」基に総合的に判断します。

- ① 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- ② 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度、提案者（研究代表者）に通知します。
- ③ 選考スケジュールは「I. 2.選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ホームページにて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることができます。

公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 提案者と親族関係にある者
- b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同研究事業の遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案するプロジェクトの研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合

3. 選考にあたっての主な評価項目

選考にあたっては、以下のような観点を重視しながら（「II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」及び「III. 研究開発領域の概要」）、本領域の目標達成に向けて、「研究開発テーマ」と「共進化プラットフォーム構築への貢献度」のポートフォリオのバランスを含め、総合的に検討した上で判断します。

(研究開発領域の目標への貢献)

- a. 研究開発領域の趣旨を踏まえた提案であり、領域全体のアウトプットである共進化プラットフォームの構築に対してプロジェクトの成果の貢献が期待できる。

(必要性・ビジョン)

- b. 具体的な研究開発の対象とその社会背景が適切に提示されている。また、プロジェクトを実施することで生み出される効果が明確に提示されている。
- c. 情報技術の影響を受ける（可能性のある）ステークホルダーが想定されている。
- d. 情報技術と人間のなじみがとれた社会とはどのような社会なのか、そのビジョンが明確かつ適切である。また研究開発のどのような成果が誰（人・組織）に活用されることで、情報技術と人間のなじみがとれた社会につながるかが述べられている。
- e. 関連する国内外の研究開発や RISTEX における研究開発など、類似の取り組みの動向を整理した上でプロジェクトの意義が述べられ、オリジナリティのある提案となっている。

(アウトカム)

- f. 目指す目標がアウトカムも含めて適切に設定されている。

(計画)

- g. 目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている。
- h. 情報技術の進展や社会の動向に対応した適切な研究開発計画となっている。
- i. 多様な関与者からフィードバックを受ける計画になっている。また、研究開発の節目において、公表等を行い外部から適切に意見を集め改善すべき点を是正できる計画になっている。

(実現性、実行性)

- j. 研究提案者は、プロジェクト遂行のための実績を有している。構想の実現に必要な手がかりを得られている。スケジュール（マイルストーン：目標達成に向けて節目となる行程や指標）が適切に設定されている。

(実施体制)

- k. 適切な実施体制である。研究グループは構想の実現のため必要であり、目標の達成のため大きく貢献できる十分な連携体制が構築されている。
- l. 多様な関与者の参画があり、研究開発終了後の発展も視野にその協働の方法が示されている。

(研究費の妥当性)

- m. 構想を実現する上で予算規模や予算配分が適切である。

(プロジェクト・マネジメント)

- n. 機動的且つ効果的なプロジェクト・マネジメントが期待できる。
- o. JST 内外の関連する他の研究開発プロジェクトとの連携が期待できる。
- p. 世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われることが期待できる。

(成果やその一般性)

- q. 得られる成果の社会的インパクトが大きい。
- r. 得られる成果は立法府・行政府における制度等の立案のエビデンスとして明確かつ有効な内容となっている。
- s. プロジェクトから創出される成果が、将来的に他の情報技術や組織等への展開、あるいは他の事象への横断的な展開が可能である等、広く社会一般に活用できるものである。

(プロジェクト終了後の持続可能性)

- t. プロジェクト終了後の成果の普及・展開の道筋が、プロセス、実施主体、経済的な持続性・効率性、ステークホルダーのニーズ等の観点から明確に示されており、時代の変化に柔軟に対応できる体制となっている。

(加点要素) 以下の点についても、加点要素として評価の対象とします。

- u. 技術開発の上流段階から関与している。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「VI. 3. 不合理的な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

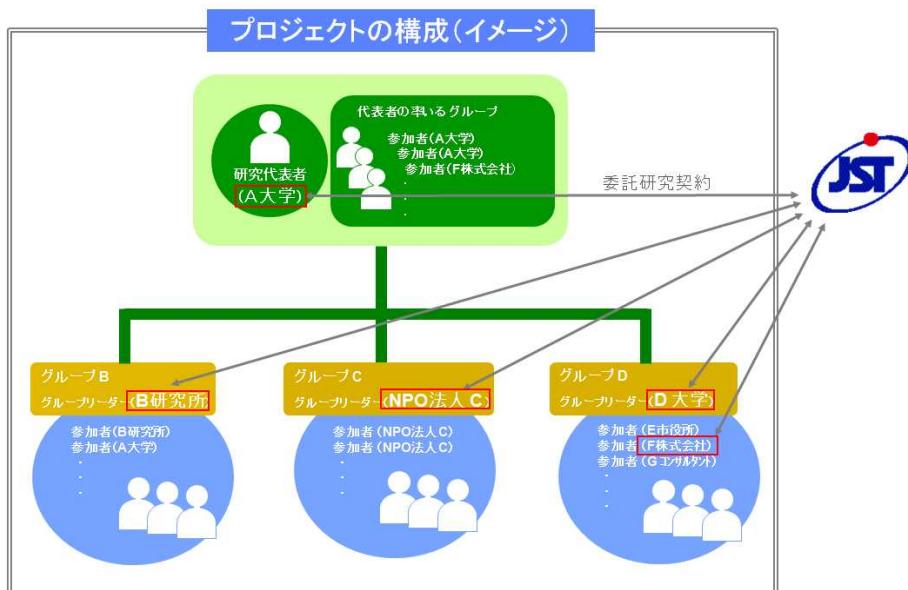
V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法

1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、プロジェクトの実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成していただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。
- (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究開発活動を進めていただきます。研究代表者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（グループ：数名～20名程度）を編成し、研究開発を実施していただきます。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- (3) JSTは、研究代表者や他の主たる実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します（主たる実施者とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します）。
- (4) 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者、あるいはその補助者等を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることができます。



3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 委託研究契約と知的財産権の帰属

- (1) 採択後、原則として JST は研究代表者及び主たる実施者の所属する機関との間で委託研究契約を締結します。
- (2) 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「6. 実施機関の責務等」（24～25 ページ）を参照してください。
- (3) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の実施機関に対しては適用されません。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 研究代表者及び主たる実施者の責務

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a.募集要項等の要件を遵守する。
 - b.研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）や不正使用等を行わない。
 - c.研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST

が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を受講し修了するとともに、参画する実施者に対しても履修修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者および研究参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する者の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(8) JST と所属機関との契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(9) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応していただきます。

(10) プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

6. 実施機関の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- (1) 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書⁵、委託研究契約事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- (2) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「VI. 5. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について」（34～36 ページ）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- (3) 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「VI. 5. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について」（34～36 ページ）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- (4) 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を修了させる義務があります。
- (5) 実施機関は、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することができます）。
- (6) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開

⁵ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s201keiya160401.pdf>

発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- (7) 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- (8) 実施機関は、事務管理体制及び財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- (9) 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画し、かつ実施機関に所属する実施者に対して、研究倫理に関する教材の履修および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該実施者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示に従って研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

7. 研究開発費（直接経費）

- (1) 研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。なお、JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30 %が上限）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

	項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	新たに設備（※）・備品・消耗品等を購入するための経費
	旅費	研究代表者・主たる実施者や研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
	人件費・謝金	人件費：実施者（研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費 謝金：講演依頼謝金等
	その他	研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※ 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「VI 16. 研究設備・機器の共用促進について」(45 ページ)をご参照ください。

(2) 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの

JST では、委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは JST ホームページ (<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html>) に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」をご覧ください。

8. 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限として措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

9. 繰越

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています【ただし、「大学等」に区分される研究機関が対象】。

なお、平成 28 年度が JST の国立研究開発法人としての中長期目標期間の最終年度にあたるため、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての委託研究費の繰越につきましては、財務省協議を経て、文部科学省の承認が必要となります。そのため、中長期目標期間内の取扱いと比べ要件や事務手続きが大きく異なります。本取扱いの詳細は、別途ご案内する予定です。

10. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「I. 6. 応募の要件等」(4 ページ) を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。
なお、希望される場合は、提案書（様式 9）に海外での実施が必要な理由を記載してください。
- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- c. 実施機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理等を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）適用されません）。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト⁶」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

⁶ 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

VI. 応募に際しての注意事項

※ 本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」、「研究機関」には、それぞれ本事業における「研究開発」、「研究開発実施者」、「研究開発プロジェクト」、「実施機関」が含まれるものとしてお読みください。

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（主たる実施者については、申請時の受講・修了は必須とはしません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は 62 ページをご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

(<https://edu.citiprogram.jp/jstrehg28.html>)

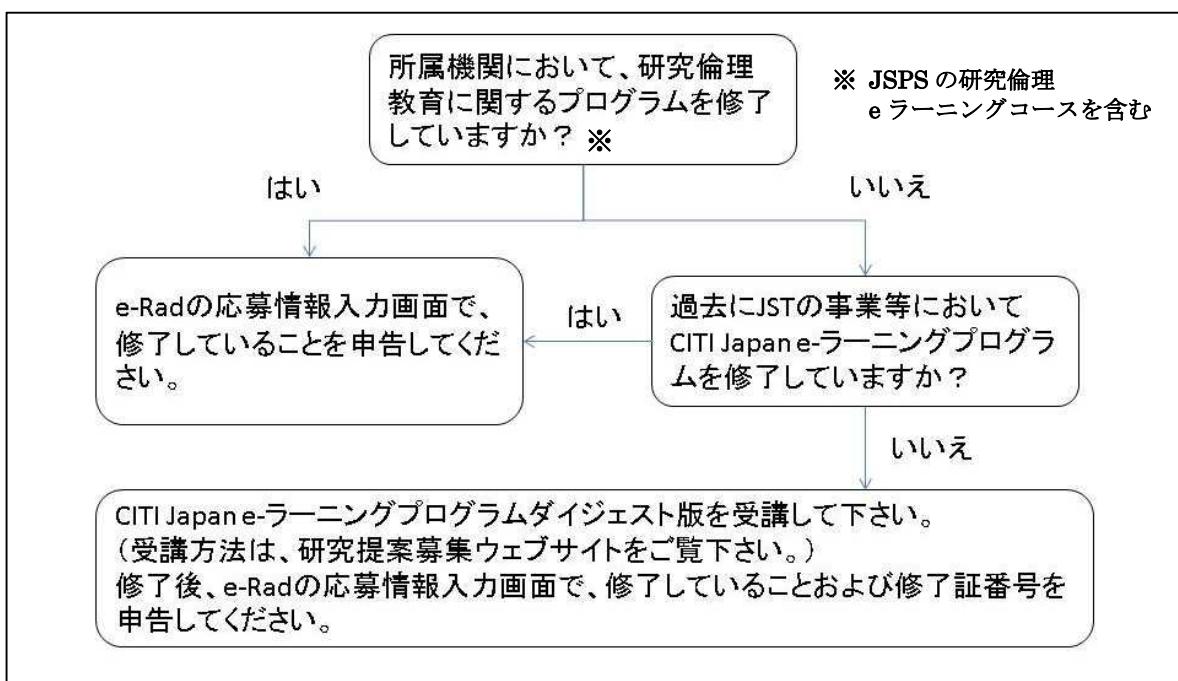
受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担はありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken_kan@jst.go.jp

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、参画する実施者等に対して、「CITI Japan e- ラーニングプログラム」の指定 7 単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成 28 年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての実施者に受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に CITI Japan e- ラーニングプログラムの JST 指定の 7 単元を修了している場合を除きます）。

2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

○ 提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することができます。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理的な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【不合理な重複・過度の集中に対する措置について】

○ 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応

募があった場合

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○ 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁷に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業の応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

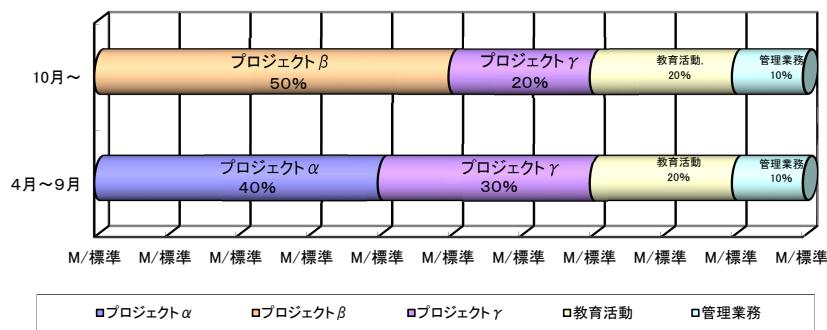
- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

⁷ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

<エフォートの定義について>

- ・エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクト α が打ち切られ、プロジェクト β に採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクト γ を一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクト α が終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクト β が開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクト γ のエフォート値が30%から20%に変化することになります。

○科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は研究費の減額配分とすることがあります。

4. 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかつたものの善管注意義務に違反した研究者⁸に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降 1 年から 10 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。
- 文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度⁹、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いづれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。
- 本事業において、研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、文部科学省関連の競争的資金等及び他府省の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度¹⁰において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。また「研究機関における公的研究費の管

⁸ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用または不正受給に関与したとまでは認定されなかつたものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者ことを指します。

⁹ 他の具体的な対象制度については次の URL をご覧ください。<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> その他、平成 27 年度以前に終了した制度および平成 28 年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

¹⁰ 注釈 9 と同じ。

理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費等の使用の内容など	応募制限期間 (不正が認定された 年度の翌年度から ¹¹⁾
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2~4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1~2年

5. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）¹²の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

¹¹ 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

¹² 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○ 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

各研究機関¹³は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（チェックリストの提出がない場合、研究実施は認められません）。

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。なお、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。チェックリストは、文部科学省の案内・ホームページで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○ 「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

¹³ 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

○ 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大15%）、競争的資金配分の停止等の措置が講じられることとなります。

6. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という）を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

7. 研究活動の不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○ 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることができます。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から ¹⁴⁾
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年
	3. 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

- 本制度以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、及び他府省関連の競争的資金制度¹⁵⁾、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。

- 本事業において、研究活動の不正行為があつたと認定された場合、当該研究者の不正

¹⁴ 不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

¹⁵ 注釈9と同じ。

行為の内容を、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省の競争的資金制度¹⁶において申請及び参加が制限される場合があります。

- 本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

8. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ・ ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ・ ヒト E S 細胞の使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 157 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 15 年厚生労働省告示第 255 号）

¹⁶ 注釈 9 と同じ。

- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページ（ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」）をご参照ください。 <http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○ 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・電子メール・CD・USB メモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。
 - ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JST の研究倫理の取り組みはこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

11. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフィベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取り組み (<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>) をご覧ください。

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壤には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不斷に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。
研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考え方の人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考え方のもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

12. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

13. 「国民との科学・技術対話」の推進について

「『国民との科学・技術対話』の方針について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

なお、上記の基本的取組方針については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

14. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf

15. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から产学研連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測ホームページ (<http://www.jst.go.jp/sentan/>) をご参照ください。

The image shows three screenshots of the JST Sentan website:

- Top Screenshot:** The homepage of the "Advanced Measurement Technology · Machine Development Program". It features a navigation bar with "開発成果DB" highlighted. A blue arrow points from this bar down to the "Search Results" page.
- Middle Screenshot:** A detailed view of a research result titled "ASTROCAM 700 OHs". It includes a thumbnail image, a brief description, and a "成果PDF" link. A red dashed box highlights the "成果PDF" link, which is also shown in a callout bubble at the bottom right.
- Bottom Screenshot:** A search results page for "開発成果DB". It lists several projects, each with a thumbnail, title, and a "TOPICS" section. A green callout bubble at the bottom right says "実用化された研究開発ツールを検索できます" (You can search for practicalized research development tools).

16. 研究設備・機器の共用促進について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システム¹⁷という）を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適當」とされています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

これらを踏まえ、大学及び国立研究開発法人等の研究機関においては、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについて、複数の研究費の合算による購入・共用、提案研究課題の推進に支障ない範囲での他の研究等による共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などを積極的に検討して下さい。所属機関・組織において機器共用システム等を構築している場合は、提案研究課題に活用可能な既存の機器等と重複の無いことを確認し、共用可能な機器の積極的な活用に努めてください。また、提案研究の直接経費で購入する研究設備・機器の機器共用システム等への積極的な登録を検討してください。なお、機器共用システムの活用状況については事後に確認することができます。

なお、上記の機器共有システムは、「設備サポートセンター整備事業」によって整備されている設備サポートセンターの仕組み等の既存の取り組みや、平成28年度に新規募集が予定されている「先端研究基盤共用促進事業（新共用システム導入支援）」に採択された研究組織が構築する共用システムなどが該当すると考えられますが、それ以外の各大学や国立研究開発法人等における研究組織が既に整備していたり今後構築する仕組みも該当すると考えられます。機器共用システムが構築されていない大学や国立研究開発法人等においては、これらを活用・発展させる等により、早期に構築されることが期待されます。

¹⁷ 機器共用システムについて、今後、先端研究基盤部会を通じて、その取組をフォローアップしていくきます。各大学等における担当窓口についても文部科学省ホームページを通じて公開していく予定です。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

VII. 提案公募 Q&A

研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することとが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正室にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken_kan@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要がありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

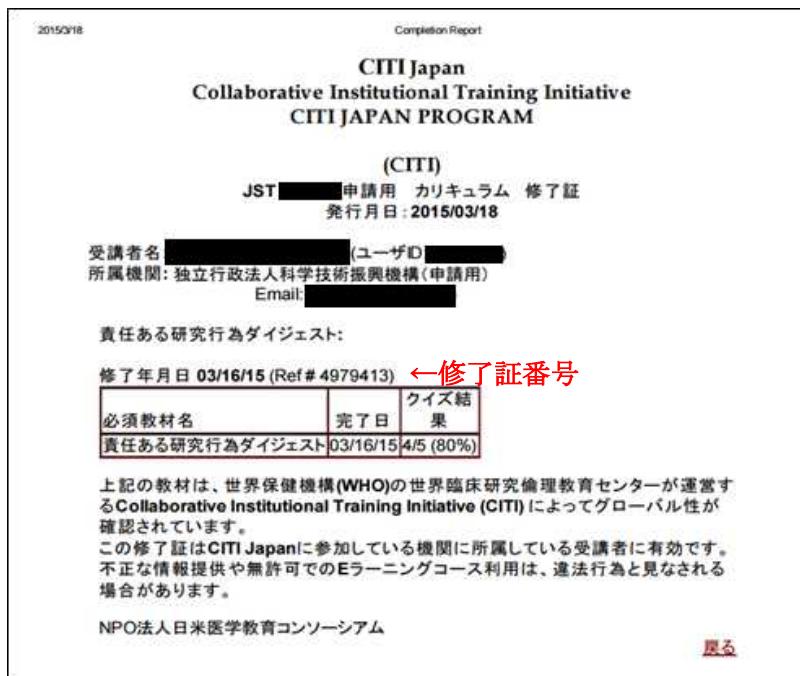
(修了証番号の申告について)

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー



修了証見本

Q 昨年度（または今年度）に、実装（公募型）（またはJSTの別制度）の提案にあたり、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号をe-Radの「個別項目」タブで入力してください。（VIII. 4.4(3)③を参照してください）。

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

そのほか

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「V 6. 実施機関の責務等」(24~25 ページ) も良くお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本ではなく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発費／企画調査費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

(直接経費について)

Q 費目間流用はできますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・JST（領域総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50% および 500 万円を超えるときは JST（領域総括）の事前承認が必要

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人工費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費

- 研究棟の整備、維持及び運営経費

- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- 設備の整備、維持及び運営経費

- ネットワークの整備、維持及び運営経費

- 大型計算機(スペコンを含む)の整備、維持及び運営経費

- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- 図書館の整備、維持及び運営経費

- ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費

- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類（※）を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告が必要となります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。詳しくは、JST が別途定める委託研究契約事務処理説明書をご参照ください。

Q プログラムの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能ですが、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注) の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項の「V 2. 実施体制」(21 ページ) の図中に「参加者 (F 株式会社)」のとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

(その他)

Q RISTEX の他の領域の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ホームページをご覧ください。

・科学技術振興機構

(多世代、実装) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1136/index.html>

(公／私) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1148/index.html>

・社会技術研究開発センター提案募集

<http://www.ristex.jp/examin/proposal.html>

VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下のとおり e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)¹⁸を通じて行います。特に以下の点にご留意ください。

- 提案者は、事前に実施者の登録が必要です。

詳細は 4.1 をご参照ください。

- e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

- 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

- 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「4.5 提案書の提出」の「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

¹⁸ 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関の事務担当者による登録が必要です。※[詳細は 4.1](#)

↓

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。※[詳細は 4.2](#)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 以内）※[詳細は 4.3](#)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※[詳細は 4.4](#)

↓

(5) 研究開発提案の提出

提案書をアップロードし、提出します。※[詳細は 4.5](#)

3. 利用可能時間帯、問い合わせ先

3.1 e-Rad の操作方法

一般的な操作方法は、ポータルサイトで配布されているマニュアルをご覧ください。

- ※ e-Rad の利用規約等に同意の上、応募してください。
- ※ 推奨動作環境 (<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>) を、あらかじめご確認ください。

3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 社会技術研究開発センター企画運営室（募集担当）	<原則として電子メールでお願いします> E-mail : boshu@ristex.jp [募集専用] 電話番号 : 03-5214-0133 [募集専用] 受付時間 : 10:00～12:00・13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0570-066-877 (ナビダイヤル) 受付時間 : 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始をを除く [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

○ 本事業の提案募集ホームページ (<http://www.ristex.jp/examin/proposal.html>)

○ e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

3.3 e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに 0:00～24:00

- ※ 上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知されます。

4. 具体的な操作方法と注意事項

4.1 実施機関、実施者情報の登録

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本領域に応募する実施者は、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります（既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です）。また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

取得手続きは以下のとおりです。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。 詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

1) 国内の研究機関に所属する実施者

作業者：実施機関の事務担当者

登録内容：実施機関及び実施者情報

2) 国外の実施機関に所属する実施者、もしくは実施機関に所属していない実施者

作業者：提案者本人

登録内容：実施者情報

4.2 募集要項及び提案書の様式の取得

- (1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

- (2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。



- 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- 普段使用するPC以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

参考) 初回ログイン画面

- (3) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」を①クリック。

- (4) 公募名「人と情報のエコシステム（H28）」の詳細をクリック。

【検索条件】で、簡易検索が可能です（“社会技術”、領域名やプログラム名等で検索してください）。

公募年度	配分相関	公募名	応募単位	横関承認の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限額(千円)	締切日時	横関内締切日時	研究開発成果実装支援会議	詳細	公募情報登録
2015	独立行政法人国際化支援機構	研究開発成果実装支援プログラム(H27)	研究者	無	委託研究	企業(国・等を含む) 大学等 研究者・研究 チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利 団体 個人 その他	10000000	(該定なし)	2015/06/29 12時00分	-	あり	あり

- (5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「人と情報のエコシステム（H28）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」
の「Word（Win）」
をクリック。

**※必ず応募する研究開
発領域、年度の様式を
使用してください。**

募集要項：

「応募要領ファイル」
の「ダウンロード」を
クリック。

The screenshot shows the 'Public Notice Details' page. At the top, there are tabs for 'Summary' (概要), 'Detailed' (詳細), and 'Researcher's Name Self-Declaration' (研究機関独自情報). The 'Summary' tab is selected. Below the tabs, there is a section for 'Allocation Agency Name' (配分機関名), which is '独立行政法人科学技術振興機構' (Japan Science and Technology Agency). There is also a section for 'Public Notice Year' (公募年度) '2015年度' (2015) and 'Public Notice Name' (公募名) '研究開発成果実装支援プログラム(H28)' (Research and Development Result Implementation Support Program (H28)). A red box highlights the download links for 'Application Form File' (応募要領ファイル) and 'Application Guidelines File' (申請様式ファイル). Both links are labeled 'Download' (ダウンロード) and have icons indicating they lead to Word (Win) files.

4.3 提案書の作成

- 提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。
- 提案書は、e-Radへアップロードする前にPDF形式への変換が必要です。PDF変換はe-Radログイン後のメニューからも、行うことができます。



作成にあたっての注意点

- PDFに変換した提案書の容量は、【5MB以内】としてください。
- PDF変換前に、修正履歴を削除してください。
- 提案書PDFには、パスワードを設定しないでください。
- PDF変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- 変換後のPDFファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。
※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐
れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Rad
ポータルサイトからダウンロード)を参照)。

4.4 e-Rad への必要項目入力

ログイン方法、公募の検索方法は、4.2 をご覧ください。

(1) 公募の検索

公募名「人と情報のエコシステム（H28）」の「応募情報入力」をクリック。

公募 年度	配分 機関	公募名	応募 単位	機関 承認 の 有無	公募内容	公募対象	直接経費 上限額 (千円)	締切日時	機関内 締切日時	研究 機関 独自 情報 登録会	詳 細	1-1/1表示中	
												応募 情報 入力	
独立行政 法人 科学技 術振興 機構 2015	研究開発実装支援プロ グラム(H27)	研究者	無	委託研究	企業(団体等 を含む) 大学等 研究者・研究 チーム 技術移転機関 地方公・共団体 NPO等非営利 団体 個人 その他	(設定なし)	2015/06/29 12時00分	-			<input type="button" value="応募
情報
入力"/>		

(2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

承諾

この公募への応募にあたっては、以下の3点の注意事項があります。十分に記載内容を確認した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

1. 対象の公募の「応募単位」の確認
公募情報における「応募単位」という区分があり、「研究者単位」と「研究機関単位」の2つのパターンがあります。
このうち、**研究者の方が直接応募を行うことができる限りの「研究者単位」の公募のみです。**
もう一つの「研究機関単位」の公募は研究機関の事務代表者が主として応募を行う公募で、研究者自身から応募を行うことはできません。
「研究機関単位」の公募への応募を希望する場合には、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。
対象の公募がどちらのパターンであるかについては、「公開中公募一覧」画面(この画面の前の画面)の「応募単位」列で確認可能です。

2. ご自身のPC等の利用環境の確認
お手元の環境(パソコンのOS、ブラウザ等)が推奨環境であることを確認の上、申請を行ってください。
推奨環境以外で御利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
e-Radにおいて指定している推奨環境についてはこちらを御確認ください。
<http://www.e-rad.go.jp/requrement.html>

3. 配分機関からの注意事項の確認
この公募に関して、配分機関からの注意事項がある場合には以下にその内容が表示されます。
内容を十分に御確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

募集要項をよく御確認ください。
・「応募情報登録[共通項目]」の画面において、研究目的欄及び研究概要欄は一文で簡潔に入力してください。
絶対に行なわないでください。
・研究提案書(様式)の記載にあたっては、記入要領を十分にご確認ください。
・研究提案書のファイルサイズ制限は、必ず5MB以内にしてください。
応募者の要件については、募集要項をご確認ください。
研究提案書の記載、eRadへの登録にあたっても、募集要項をよくご確認ください。

応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面左上の「一時保存」をクリック。

公募年度 / 公募名	2015年度 / 研究開発成果実績支
課題ID / 研究開発課題名(必須)	/
代表者登録確認	申請用印
登録・受入状況	添付ファイルの有無
以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得します。 ・内容に誤りがある場合は、上記の通りで、申請を行ってください。 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合は、事務代表者/事務担当者への依頼が必要です。	
研究者番号	90501883
研究機関名(必須)	国立研究開発法人科学技術振興機構

2) 再開

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索

- ①** 応募/採択課題情報管理
- ②** 応募課題情報管理
- 採択課題情報管理
- 応募状況照会(研究機関内)
- 未処理一覧
- 処理済一覧
- 応募/採択状況(エフォート管)
- 研究者/評議者情報修正
- PDF変換
- バッチ処理結果一覧
- 各種設定

「編集」をクリックすると応募情報登録（修正）画面が表示されます。

公募 年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募 単位	役割	機関内 締切日	締切日	応募状況			ステータス履歴	処理			
										状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行)	更新日	応募中 申請中 申請者処理中		編集	閲覧	削除	取下
2015 年度	JST	H27.5.13(締 替名)「xxと △△」補填	15001321	15001321	独立行政法 人科学技術 振興機構 基礎研 市 ヶ谷	研究 者	代表	-	2015/05/12	2015/02/27							

(3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～③のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / **研究開発課題名(必須)** / []

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡機		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください。(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 90501883

研究機関名(必須) 国立研究開発法人科学技術振興機構
 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。

(1)~(8)のタブ

① 「代表者情報確認」タブ

- ・研究代表者の情報を確認してください（e-Rad 登録情報から自動入力）。
- ・複数の実施機関に所属している場合、本タブでどの実施機関から提出するか選択します。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / **研究開発課題名(必須)** / []

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡機		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください。(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 90501883

研究機関名(必須) 国立研究開発法人科学技術振興機構
 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。

実施者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

② 「共通項目」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	本件ノンファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究期間 *西暦(必須) (開始) 2015 年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1 年 最長研究期間: 4 年]

研究分野(主)

細目名(必須)	<input type="text"/> 検索 <input type="button" value="クリア"/>
キーワード1(必須)	未選択
キーワード2	未選択
キーワード3	未選択
キーワード4	未選択
キーワード5	未選択
その他キーワード1	
その他キーワード2	

研究分野(副)

細目名(必須)	<input type="text"/> 検索 <input type="button" value="クリア"/>
キーワード1(必須)	未選択
キーワード2	未選択
キーワード3	未選択
キーワード4	未選択
キーワード5	未選択
その他キーワード1	
その他キーワード2	

研究目的(必須)

あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
[入力文字チェック]

研究概要(必須)

あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
[入力文字チェック]

研究期間（開始）：2016（年度）

研究期間（終了）：（最大）2019（年度）

研究分野（主・副）／細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択。

研究分野（主・副）／キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000 文字以内とは e-Rad の枠に対する仕様です）。

③「個別項目」タブ

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /					
代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄
研究代表者所属区分(必須)	<input type="radio"/> NPO <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 独法(国立研究開発法人含む) <input type="radio"/> 国研 <input type="radio"/> 特殊 <input type="radio"/> 公共団体 <input type="radio"/> 公益 <input type="radio"/> その他				
研究代表者連絡先区分(必須)	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> その他				
研究代表者連絡先郵便番号(半角)(必須)					
研究代表者連絡先住所(必須)					
研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名(必須)					
研究代表者連絡先電話番号(半角)(必須)					
研究代表者E-mailアドレス(半角)(必須)					
グループリーダー1 氏名					
グループリーダー1 所属機関 部署 役職					
グループリーダー2 氏名					
グループリーダー2 所属機関 部署 役職					
グループリーダー3 氏名					
グループリーダー3 所属機関 部署 役職					
グループリーダー4 氏名					
グループリーダー4 所属機関 部署 役職					
グループリーダー5 氏名					
グループリーダー5 所属機関 部署 役職					
[確認] 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。 (必須)					
<input type="checkbox"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。					
[確認] 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。 (必須)					
<input type="checkbox"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。					
[確認] 本研究提案書が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改竄及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。 (必須)					
<input type="checkbox"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。					
[確認] 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。 (必須)					
<input type="checkbox"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。					
[確認] 研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(CI TI=CITI Japan e-ラーニングプログラム) (必須)					
<input type="checkbox"/> 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している <input type="checkbox"/> JST事業等でCITIを修了している <input type="checkbox"/> CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力) <input type="checkbox"/> 未修了。修了次第、JSTへ申告する(提案締切後30日以内)					
[確認] CITIダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。					

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- 「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。
- 研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。
- 【確認】と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- 研究倫理教育に関するプログラムについては「VI 1.研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(28~29 ページ) を参照してください。
- CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④ 「応募時予算額」タブ

直接経費		上限	(設定なし)
間接経費		上限	0(直接経費の30%)
※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。			

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費 小計	0	0	0	0	0
間接経費 間接経費 合計	0	0	0	0	0

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2016 年度から終了年度（最大で 2019 年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30% 以内です。

⑤ 「研究組織情報」タブ

研究組織メンバーへの公開		<input checked="" type="radio"/> 公開しない	<input type="radio"/> 公開する	
※「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバーが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。 一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。				
応募時予算額		初年度予算額	このタブでの 入力額	差額(未入力額)
直接経費		0	0	0
間接経費		0	0	0

選択 研究 者 検索 最新 情報 への 更新	研究 者 検索 最新 情報 への 更新	機関 (必須)		専門分野 (必須)		直接経費(千円) (必須)		エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限						
								研究者番号	研究機関	部局	学位	間接経費(千円) (必須)			
								XXXXXX	○○機関						
								(姓)○○(名)○○○	○○○○○部	○○学位					
								(姓)△△△△△(名)	○○クラス						
								△△△△△	○○長						

研究代表者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要（欄の追加はしないでください）、予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度（2016 年度）の額（タブ④の 2016 年度と同じ額）を記入してください。

⑥ 「応募・受入れ状況」タブ

作業不要です。

⑦ 「添付ファイルの指定」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	社員番号	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		
このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います。 ・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。				
名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	<input type="button" value="参照..."/> ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>
<small>※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。</small> <small>※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。</small>				
<input type="button" value="アップロード"/>				

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

⑧ 「研究組織内連絡欄」タブ

作業不要です。

4.5 研究提案の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面左上の「確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

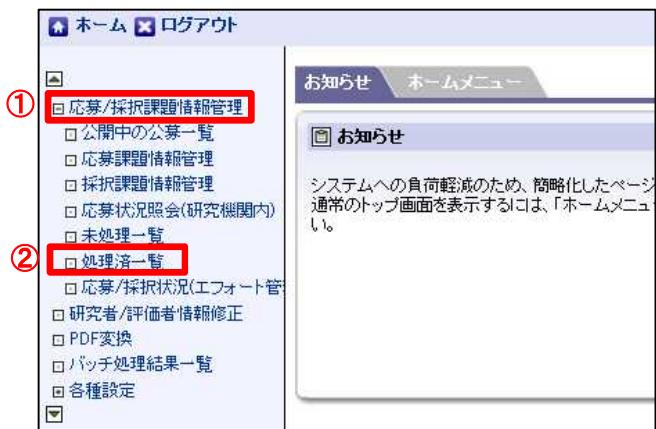
入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック（実行が完了するまでに時間がかかる場合があります）。提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ 募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください

- 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「処理済み一覧」をクリック。



- 「引戻し」をクリック。

処理済							
表示条件		最新情報					
未完了案件		完了案件					
引戻し	件名	公募年月	公募名	申請日	申請者	課題名	研究機関名
<input checked="" type="checkbox"/>	0001321	2015.02.27	H27. 基礎研 市ヶ谷	2015/02/27	基礎研 市ヶ谷	2015年度基集要項	独立行政法人科学技術振興機構 応募

- 引戻し画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

件名	2015年度基集要項						
申請者	基礎研 市ヶ谷						
引戻し先(必須)	<table border="1"> <tr> <td>選択</td> <td>2015/02/27 14:33</td> <td>研究者</td> <td>再申請</td> <td>基礎研 市ヶ谷</td> <td>研究部</td> </tr> </table>	選択	2015/02/27 14:33	研究者	再申請	基礎研 市ヶ谷	研究部
選択	2015/02/27 14:33	研究者	再申請	基礎研 市ヶ谷	研究部		
コメント	<small>※ 受付締切日時を過ぎている場合は再提出することはできません。 申請内容を修正したい場合は、提出先の部分機関に連絡し、差戻しの処置を依頼してください。</small>						
根回しメール							
<input type="button" value="引戻し"/>							

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「4.4 e-Radへの必要項目入力」の「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

■ 応募情報状況の確認

メニュー①「応募/採択課題情報管理」をクリックして後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。正常に提出されていれば、状態が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにも関わらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



公募 年度	配分機関名	公募名	課題ID 应募番号		研究機関名 研究開発課題名	研究代表者	店員 単位	役割	機関内 締切日	締切日	応募状況		処理	
			状態(メイン) 状態(サブ)	状態(申請進行) 更新日							ステータス	編集	閲覧	
2013 年度	JST	CREST 【科学 大臣 研究統 括】 「領 域」	13000364 13000364	独立行政法 人科学技術 振興機構	あいうえお	研究者 一 号	研究者	代表	-	2013/ /	応募中 申請中 配分機関処理中	■	■	■
			13000291 13000291								2013/ /			

■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。



公募 年度	配分機関名	公募名	課題ID 应募番号		研究機関名 研究開発課題名	研究代表者	店員 単位	役割	機関内 締切日	締切日	応募状況		処理	
			状態(メイン) 状態(サブ)	状態(申請進行) 更新日							ステータス	編集	閲覧	
2013 年度	JST	CREST 【科学 大臣 研究統 括】 「領 域」	13000364 13000364	独立行政法 人科学技術 振興機構	あいうえお	研究者 一 号	研究者	代表	-	2013/ /	応募済 受理済	■	■	■
			13000291 13000291								2013/ /			

IX. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクト（69～82 ページ）またはプロジェクト企画調査（83～96 ページ）の提案書の作成をお願いします。予算規模や研究期間等については 14～15 ページをご参照ください。

- ※ 様式 1～9 について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)

提案書(研究開発プロジェクト)

研究開発領域名	人と情報のエコシステム		
プロジェクト名	副題はつけないでください。		
提案枠	研究開発プロジェクト		
研究開発期間	年 ケ月 <small>※最大3年間</small>	総研究開発費 (直接経費)	百万円 <small>※小数点以下第1位まで</small>
フリガナ 研究代表者氏名		生年月日（西暦）	19 年 月 日（歳） (2016年4月1日現在)
所属機関	所在地	〒 Tel : Fax : E-mail :	
	機関名		
	部署名	役職名	
連絡先	(所属機関 ・ その他) <small>通常連絡を受ける場所を○で囲んでください</small>		
	<small>上記で（その他）に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください</small>		
	〒 Tel : Fax : E-mail :		
	※緊急連絡先（携帯電話等） Tel :		
研究者番号			

【様式1】研究開発プロジェクトの要旨

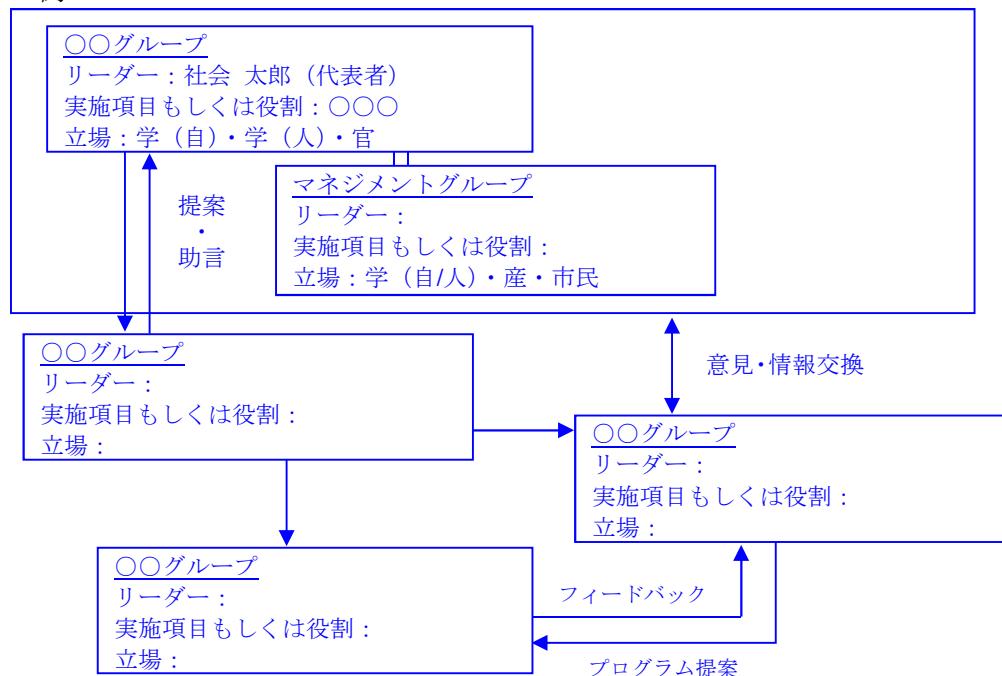
プロジェクト名			
所属機関		所属部署名	
氏名		役職	
研究開発テーマ	<p>「III研究開発領域の概要」の「3-3. 研究開発テーマの例」から当てはまるテーマに○をつけてください（特に関連のあるテーマ最大2つまで選択可）。</p> <p>A:共進化プラットフォーム B-1:法律・制度 B-2:倫理・哲学 B-3: 経済・雇用 B-4: 教育 B-5: 人間中心視点による技術開発</p>		
共進化プラットフォーム構築への貢献	<p>「III研究開発領域の概要」の「2. 研究開発領域の目標」や「8. 研究開発領域のストーリー」等を参考に、プロジェクトがどの点で共進化プラットフォームの構築に貢献できるか簡潔に記載してください。</p>		
キーワード	内容を端的に表すキーワードを <u>3~5つ以内</u> で自由に記載してください。		
【プロジェクトの要旨】 <u>【様式1】全体としてA4用紙1ページで、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。</u> ■達成目標 400字以内で、中・長期的な目標及び本プロジェクト期間内に達成する目標を簡潔に記述してください。 例)〇〇〇(中・長期的目標)に向けて、本プロジェクトで〇〇を開発する。 ■構想の概要 様式3「研究開発プロジェクトの構想」の要点を簡潔に記述してください。どのような対象を扱い、どのような方法論を用いることで、社会と技術の望ましい共進化を促すことができるのか、提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や成果の社会実装・普及に向けた展望等も含めて明確に記述してください。			

【様式2】 研究開発プロジェクトの要旨(実施体制)

- ※ 実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1枚に図示してください。様式4と整合性をもたせてください。
- ※ 実施の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。なお、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。研究代表者がグループリーダーを兼ねても構いません。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のように記載してください。

大学等(自然科学系(医学・工学等含む))	→ 学(自)
大学等(人文・社会科学系)	→ 学(人)
大学等(両方にまたがる場合)	→ 学(自/人)
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 官
企業等の産業界	→ 産
NPO等	→ 市民

<例>



プロジェクトに協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職（または組織名）	本研究開発プロジェクトへの協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

【様式3】 研究開発プロジェクトの構想

- ※ 提案書は、募集要項の「II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」、「III. 研究開発領域の概要」、「IV. 選考及び採択」の内容を踏まえて作成してください。
- ※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表も用いてください。
- ※ 様式3で A4用紙 10枚以内 とします。

A. 研究開発領域の目標への貢献

- ※ 研究開発領域の全体のアウトプットである共進化プラットフォームの構築に対してプロジェクトが貢献できる点を提示してください。

B. 必要性とビジョン

B-1. プロジェクトの必要性

- ※ 本プロジェクトの具体的な研究開発の対象が何か、またその社会的背景について客観的な根拠に基づいて提示してください。
- ※ これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ社会と技術の共進化が促されないのか、関連する国内外の研究開発や、RISTEX における研究開発など、類似の取り組みの動向とその課題を整理した上で、プロジェクトの意義を提示してください。

B-2. 目指すビジョン

- ※ 情報技術の影響を受ける(可能性のある)ステークホルダーを想定してください。
- ※ 「情報技術と人間のなじみがとれた社会」はどのような社会なのかを記載してください。また研究開発の「どのような成果」が「誰(人・組織等)」に活用され、情報技術と人間のなじみがとれた社会につながるを考えているのか、を記載してください。

C. 具体的な計画

C-1. 目標及び成果

- ※ 想定している研究開発期間(最大で3年)内に達成しようとする具体的な目標・成果を簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※ 単に、「〇〇システムを開発する」といった活動や成果物(アウトプット)だけでなく、「住民の〇〇が増加する」といった活動や成果物の結果によるアウトカム(社会への影響・効果)を記載してください。

C-2. 実施内容、マイルストーン

- ※ C-1「目標及び成果」に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。
- ※ C-3「スケジュール」に記載する実施項目の内容・計画及び実施項目間の関係性が分かるように記載してください。
- ※ 各実施項目におけるマイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標)を記載してください。
- ※ 本プロジェクトを実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策について、①研究開発、②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
- ※ 多様な関与者からフィードバックを受ける方法や、研究開発の節目に公表等を行い外部から適切に意見を集め、検証・改善していく方法についても記載してください。
- ※ 実施項目は様式2及び4との整合性を図ってください。

C-3. スケジュール

- ※ プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目はC-2の内容に従って記載してください。

<記載例>

実施項目	平成28年度 (H28.11～ H29.3)	平成29年度 (H29.4～ H30.3)	平成30年度 (H30.4～ H31.3)	平成31年度 (H31.4～ H31.10)
1.情報技術の問題点・ニーズの深掘調査	↔			
2.〇〇モデルの構築	↔			
3.データの取得・解析	↔		↔	
4.〇〇手法の開発		↔		
5.社会実験の実施・検証		↔	→	
6.法制度的検討・政策提言				↔
7.成果の展開に向けた仕組みづくり	↔	→	↔	→

D. 準備状況

- ※ 本プロジェクトを推進するにあたり基盤となる、
- ・ 提案者自身(必要に応じて本プロジェクトの参加者)のこれまでの研究開発の経緯や実践的な取り組みの成果
 - ・ 現時点でのプロジェクト実施者間及び対象に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込み
 - ・ その他、予備的な知見やデータ(存在する場合)
について具体的に記載してください。

E. 成果の活用・展開

E-1. 成果の展開の道筋

- ※ 本プロジェクト終了後の成果の展開の道筋や見込みについて、以下の項目を参考に記載してください。
- ・ プロジェクトの成果を、誰が、どのように、他の情報技術、組織、制度等へ普及・展開していくと考えているのか。
 - ・ 広く社会一般に活用できる成果や知見はどのようなものか。
 - ・ 取り組みの持続可能性(経済的な持続性・効率性、コミュニティ構成員のニーズ等)

E-2. 成果の波及効果

- ※ 本プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果や、学術・研究分野への波及効果について記載してください。

E-3. 研究開発領域内での成果の応用(任意)

- ※ JST内外の関連する他の研究開発プロジェクトとの協力・連携関係の可能性があれば、その構想を記載してください(任意)。

F. プロジェクトを実施する上での人権の保護及び法令遵守への対応

- ※ 本プロジェクトを実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要となる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、既に対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

【様式4】研究開発プロジェクトの実施体制 —グループごとの実施者と実施項目の概要—

※ 様式2と整合性をもたせてください。

1. マネジメント体制

※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト全体の進捗管理及び成果のとりまとめに向けて、研究代表者と共にプロジェクトを支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

＜記載例＞

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	市民
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA		進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	学(人)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	学(自/人)

2. グループごとの概要

2-1. 〇〇〇〇グループ

(1) 実施項目

※ 様式3のC-3「スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

(2) プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

(3) プロジェクトの実施者

＜記載例＞

研究代表者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	統括／企画検討ワークショップの設計・実施	市民
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課			地域との調整、ニーズ探索	官
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者の探索	学(人)
研究員 ○名					

- ※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は様式 2 の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 ○名」「アルバイト ○名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4) グループへの協力者

- ※ 本プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体が既にある場合に記載してください。
- ※ 本プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

＜記載例＞

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの 協力関係の有無
○○町内会	○○実施の協力	有
○○ ○○ △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	○○に関する助言、連携調整	無
○○ ○○ △△大学△△学部教授	○○に関する助言、協力	有

2-2. ○○○○グループ

- ※ 2-1 と同様に、複数グループでプロジェクトを実施する場合には、適宜フォーマットを増やしてください。

(1) 実施項目

(2) 本グループの位置づけ

(3) プロジェクトの実施者

グループリーダー 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
			斜線		
			斜線		

【様式5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※A4用紙1枚でまとめてください。

氏名	OO OO
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち <u>この提案内容に関連するもの5件以内</u> を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。 ＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。	

【様式6】関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※一人につきA4用紙1枚以内でまとめてください。

氏名	△△ △△
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、 <u>この提案内容に関連するもの5件以内</u> を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。 <著書・学術論文等の成果の場合> (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) <取り組みの成果の場合> (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。	

【様式7】 研究開発費の見込み

- ※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。
 - ※ 面接選考時には、機関ごとの研究開発費等、さらに詳細な研究計画を提出していただきます。
 - ※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。
 - ※ 研究開発費の費目と使途は以下のとおりです（V7. 研究開発費（直接経費）(25~26 ページ)も参照してください）。
- 物品費／設備備品費：設備・備品を購入するための経費、物品費／消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費、人件費・謝金：研究員・アルバイト等の人事費、諸謝金、（研究員等の数）：雇用する予定の研究員、アルバイトの人数、旅費：研究代表者や研究実施者の旅費
- ※ その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等）
- ※ 初年度および最終年度の研究開発期間は半年となるため、その期間に必要な金額を申請してください。

＜記載例＞

○費目別の研究開発費（直接経費）の見込み（プロジェクト全体）（単位：千円）

	1 年度 (H28.10～ H29.3)	2 年度 (H29.4～ H30.3)	3 年度 (H30.4～ H31.3)	最終年度 (H31.4～ H31.10)	合計
設備備品費	450	1,100	0	0	
主な使途	解析ソフト、 PC（解析用）				1,550
消耗品費	500	2,000	2,500	700	
主な使途	ワークショップ用品				5,700
人件費・謝金 (研究員の数)	3,000 (1)	0 (0)	0 (0)	7,500 (2)	
主な使途	〇〇に関する 専門家の招聘				10,500
旅費	250	2,250	2,700	1,500	
主な使途	〇〇地区 現地調査				6,700
その他	800	1,500	1,600	800	
主な使途	シンポジウム 開催				4,700
合計	5,000	6,850	6,800	10,500	29,150

※「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

- ※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。ただし、特定の費目が研究開発費総額の 50% を越える場合は、その理由を記載してください。

【様式8】他制度での助成等の有無

- ※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。
- ※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- ※ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

<記載例>

研究代表者(提案者)氏名： ○○ ○○

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ³⁾ (期間全体) ②研究費(H28年度) ③研究費(H29年度) ④研究費(H30年度)	役割 ⁴⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁵⁾
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○	H25 ～ H29	① 10,000千円 ② 2,000千円 ③ 2,000千円 ④ 0千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○○	H28	① 1,000千円 ② 1,000千円 ③ 0千円 ④ 0千円	分担	5
			千円 千円 千円 千円		

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。
- 2) その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- 3) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 4) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 6) 必要に応じて行を増減してください。

「人と情報のエコシステム」研究開発領域
提案書（研究開発プロジェクト）様式

<記載例>

グループリーダー氏名：△△ △△

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 (期間全体) ②研究費 (H28年度) ③研究費 (H29年度) ④研究費 (H30年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
△△財団公募事業	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	H26 ～ H29	① 4,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 1,000 千円 ④ 0 千円	分担	5
			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

グループリーダー氏名：□□ □□

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 (期間全体) ②研究費 (H28年度) ③研究費 (H29年度) ④研究費 (H30年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究	○○○○○○○○○○○○ ○○○○	H25 ～ H28	① 3,000 千円 ② 1,200 千円 ③ 0 千円 ④ 0 千円	代表	10
			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

【様式9】特記事項

- ※ 応募にあたっての理由や希望、その他、様式1～8までに記載できなかった内容等を記載してください。
- ※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
- ※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

(A4用紙1枚以内)

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)

提案書(プロジェクト企画調査)

研究開発領域名	人と情報のエコシステム		
企画調査名	<i>副題はつけないでください。</i>		
提案枠	プロジェクト企画調査		
企画調査期間	<u>5ヶ月</u>	企画調査費 (直接経費)	<u>百万円</u> <i>※小数点以下第1位まで</i>
フリガナ 研究代表者氏名		生年月日（西暦）	19 年 月 日 (歳) (2016年4月1日現在)
所属機関	所在地	〒 Tel : Fax : E-mail :	
	機関名		
	部署名	役職名	
連絡先	(所属機関 ・ その他) <i>通常連絡を受ける場所を○で囲んでください</i>		
	<i>上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください</i>		
	〒 Tel : Fax : E-mail :		
	※緊急連絡先（携帯電話等） Tel :		
研究者番号			

【様式1(企画)】 プロジェクト企画調査の要旨

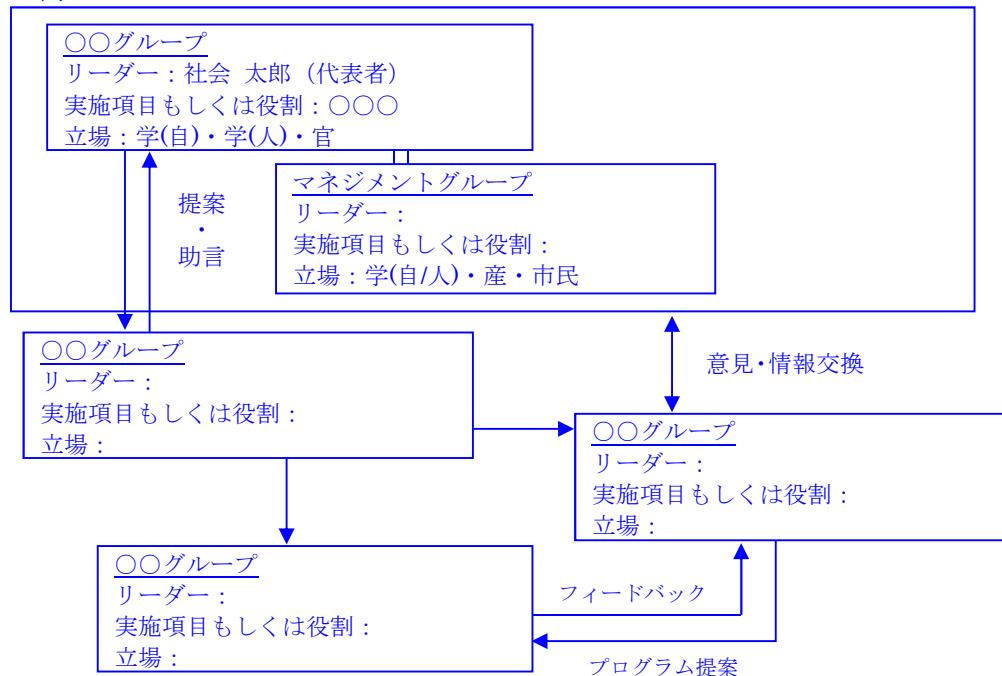
企画調査名			
所属機関		所属部署名	
氏名		役職	
研究開発テーマ	「 <u>III研究開発領域の概要</u> 」の「 <u>3-3. 研究開発テーマの例</u> 」から当てはまるテーマに○をつけてください（特に関連のあるテーマ最大2つまで選択可）。 A: 共進化プラットフォーム B-1: 法律・制度 B-2: 倫理・哲学 B-3: 経済・雇用 B-4: 教育 B-5: 人間中心視点による技術開発		
共進化プラットフォーム構築への貢献	「 <u>III研究開発領域の概要</u> 」の「 <u>2. 研究開発領域の目標</u> 」や「 <u>8. 研究開発領域のストーリー</u> 」等を参考に、プロジェクトがどの点で共進化プラットフォームの構築に貢献できるか簡潔に記載してください。		
【企画調査の要旨】 <u>【様式1(企画)】</u> 全体としてA4用紙1ページで、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。			
■全体構想の概要 どのような対象を扱い、どのような方法論を用いることで、社会と技術の望ましい共進化を促すことができるのか、提案しようとするプロジェクトの実施(最大3年)により創出し得る成果や成果の社会実装・普及に向けた中・長期的な展望等を現時点で可能な限り記述してください。			
■企画調査の達成目標 プロジェクト提案に向けて不足している点と企画調査として目標(5ヶ月の実施期間中に具体化する事項)を400字以内で記述してください。			

【様式2(企画)】 プロジェクト企画調査の要旨(実施体制)

- ※ 実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1枚に図示してください。様式4と整合性を合わせてください。
- ※ 企画調査は少人数(内容によっては提案者のみ)でも提案可能です。
- ※ 実施の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。なお、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。研究代表者がグループリーダーを兼ねても構いません。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のように記載してください。

大学等(自然科学系(医学・工学等含む))	→ 学(自)
大学等(人文・社会科学系)	→ 学(人)
大学等(両方にまたがる場合)	→ 学(自/人)
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 官
企業等の産業界	→ 産
NPO等	→ 市民

<例>



プロジェクトに協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職（または組織名）	本提案の企画調査への協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

【様式3(企画)】プロジェクト企画調査の構想

- ※ 提案書は、募集要項の「II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」、「III. 研究開発領域の概要」、「IV. 選考及び採択」の内容を踏まえて作成してください。
- ※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表も用いてください。
- ※ 様式3で A4用紙 7枚以内 とします。

A. 研究開発領域の目標への貢献

- ※ 研究開発領域の全体のアウトプットである共進化プラットフォームの構築に対してプロジェクトが貢献できる点を提示してください。

B. 全体構想の必要性とビジョン

- ※ 本項目は、5ヶ月間の企画調査実施期間中に限らず、プロジェクトやその後の展望を含む全体構想を、現時点で可能な限り記載してください。

B-1. 目指すビジョン

- ※ 情報技術の影響を受ける(可能性のある)ステークホルダーを想定してください。
- ※ 「II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」を踏まえ、最終的にどのような「情報技術と人間のなじみのとれた社会」を実現しようとしているのか、それにあたりどのような取り組みが必要だと考えているのか、が分かるよう記載してください。その際、「どのような成果」が「誰(人・組織等)」に活用され、どのように社会が変容していくのか、そのストーリーを記載してください。

B-2. 研究開発の対象と必要性

- ※ プロジェクトの研究開発の対象とその社会的背景は何か、客観的な根拠に基づいて提示してください。また、これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ技術と社会の共進化を促すことができなかつたのかについて具体的に記載してください。

C. 企画調査の具体的な計画

C-1. 目標及び成果

- ※ 想定している企画調査の必要性と期間(約5ヶ月間)内に達成しようとする具体的な目標・成果を簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※ 来年度の研究開発プロジェクト提案に向けて現時点では不足しており、本企画調査の中で具体化・明確化しようとしている点が何かを記載してください。

C-2. 実施内容

- ※ C-1「目標及び成果」に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。
- ※ C-3「スケジュール」に記載する実施項目の内容・計画及び実施項目間の関係性が分かるように記載してください。
- ※ 企画調査を実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策があれば記載してください。
- ※ 実施項目は様式2及び4との整合性を図ってください。

C-3. スケジュール

- ※ 企画調査の主なスケジュールを記載してください。実施項目はC-2の内容に従って記載してください。

<記載例>

実施項目	前半 (H28.11～H29.1)	後半 (H29.2～H29.3)
1.情報技術の問題点・ニーズの深掘調査		
2.企画検討ワークショップ		
3.ユーザーとの〇〇検証手法の検討		
4.プロジェクト提案書案の作成		
5.企画調査報告書の作成		

D. 準備状況

- ※ 本項目は、5ヶ月間の企画調査実施期間中に限らず、全体構想も含めての状況について、提案時点で可能な範囲で記載してください。
- ※ 構想全体及び企画調査を推進するにあたり基盤となる、
 - ・提案者自身(必要に応じて本企画調査の参加者)のこれまでの研究開発の経緯や実践的な取り組みの成果
 - ・現時点での実施者間及び対象に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込み
 - ・その他、予備的な知見やデータ(存在する場合)
- について可能な限り記載してください。

E. 成果の活用・展開

- ※ 本項目は、5ヶ月間の企画調査実施期間中に限らず、全体構想も含めての見通しについて、提案時点で可能な範囲で記載してください。

E-1. 成果の展開の道筋

- ※ プロジェクト終了後の成果の展開の道筋や見込みについて、以下の項目を参考に記載してください。
 - ・プロジェクトの成果を、誰が、どのように、他の情報技術、組織、制度等へ普及・展開していくと考えているのか。
 - ・広く社会一般に活用できる成果や知見はどのようなものか。
 - ・取り組みの持続可能性(経済的な持続性・効率性、コミュニティ構成員のニーズ等)

E-2. 成果の波及効果

- ※ プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果や、学術・研究分野への波及効果について記載してください。

E-3. 研究開発領域内での成果の応用(任意)

- ※ JST内外の関連する他の研究開発プロジェクトとの協力・連携関係の可能性があれば、その構想を記載してください(任意)。

F. 企画調査を実施する上での人権の保護及び法令遵守への対応

- ※ 本企画調査を実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要となる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、既に対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

【様式4(企画)】プロジェクト企画調査の実施体制 —グループごとの実施者と実施項目の概要—

- ※ 様式2と整合性をもたせてください。
- ※ 企画調査は少人数(内容によっては提案者のみ)でも提案可能です。

1. マネジメント体制

- ※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト企画調査の成果を研究開発プロジェクト提案にとりまとめていくために、研究代表者と共に企画調査を支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

<記載例>

○○○○○・・・・・・・・○○○○○○○○。

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人○○	理事長	○○%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	市民
○○ ○○	○○大学○○部	URA		進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	学(人)
○○ ○○	○○大学○○部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	学(自/人)

2. グループごとの概要

2-1. ○○○○グループ

(1) 実施項目

- ※ 様式3のC-3「スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

(2) 企画調査における本グループの位置づけ

- ※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

(3) 企画調査の実施者

<記載例>

研究代表者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
社会 太郎	NPO 法人○○	理事長	○○%	統括／企画検討ワークシヨップの設計・実施	市民
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
○○ ○○	○○市○○課			地域との調整、ニーズ探索	官
○○ ○○	○○大学○○部	教授		○○研究の設計・研究者の探索	学(人)
アルバイト○名					

「人と情報のエコシステム」研究開発領域
提案書（プロジェクト企画調査）様式

- ※ 実施者は実際に企画調査を行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は様式 2 の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「アルバイト ○名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4) グループへの協力者

- ※ 本企画調査の実施において、協力を得ることが了解されている人や団体が既にある場合に記載してください。
- ※ 本企画調査の実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本企画調査への協力内容	これまでの 協力関係の有無
○○町内会	○○実施の協力	有
○○ ○○ △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	○○に関する助言、連携調整	無

2-2. ○○○○グループ

- ※ 2-1 同様に、複数グループで企画調査を実施する場合には、適宜フォーマットを増やしてください。

(1) 実施項目

(2) 企画調査における本グループの位置づけ

(3) 企画調査の実施者

グループリーダー 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場

【様式5(企画)】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※A4用紙1枚でまとめてください。

氏名	○○ ○○
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。 <著書・学術論文等の成果の場合> (著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) <取り組みの成果の場合> (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしはプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自分がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。	

【様式6(企画)】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※一人につきA4用紙1枚以内でまとめてください。不要の場合は、様式ごと削除してください。

氏名	△△ △△
〈経歴〉 ※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。	
〈主要な実績〉 ※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、 <u>この提案内容に関連するもの5件以内</u> を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に＊印を付けてください。 ＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年) ＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)	
〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉 ※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしはプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。	

【様式7(企画)】企画調査費の見込み

- ※ 費目別の企画調査費の見込みを記入してください。
※ 面接選考時には、機関ごとの企画調査費等、さらに詳細な計画を提出していただきます。
※ 採択後に企画調査費の見直しをお願いすることができます。
※ 費目と使途は以下のとおりです(V7. 研究開発費(直接経費)(25~26ページ)も参照してください)。

物品費／設備備品費:設備・備品を購入するための経費

(プロジェクト企画調査では、設備・備品は対象としません)

物品費／消耗品費:材料・消耗品を購入するための経費

人件費・謝金:研究員・アルバイト等の人事費、諸謝金

(プロジェクト企画調査では、常勤雇用の人事費は対象としません)

(研究員等の数):雇用する予定の研究員、アルバイトの人数

旅費:研究代表者や実施者の旅費

※ その他:上記以外の経費(調査成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

<記載例>

○費目別の企画調査費(直接経費)の見込み(プロジェクト全体)

(単位:千円)

1 年度(H28.11～H29.3)	
物品費／設備備品費	
主な使途	
物品費／消耗品費	750
主な使途	ワークショップ用品 アンケート調査費用
人件費・謝金 (研究員等の数)	500 (1)
主な使途	〇〇に関するデータ整理 〇〇専門家招聘謝金
旅費	650
主な使途	〇〇地区現地調査、調査打ち合わせ
その他	800
主な使途	ワークショップ開催費
合計	2,700

○特記事項

※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。ただし、特定の費目が企画調査費総額の50%を越える場合は、その理由をお書きください。

【様式8(企画)】他制度での助成等の有無

- ※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。
- ※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消となる場合があります。
- ※ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

<記載例>

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

制度名 ^①	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ^② (期間全体) ②研究費(H28年度) ③研究費(H29年度) ④研究費(H30年度)	役割 ^④ (代表/分担)	エフォート ^⑤ (%)
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○ ○ ○○	H25 ～ H29	① 10,000千円 ② 2,000千円 ③ 2,000千円 ④ 2,000千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○ ○ ○○	H27	① 1,000千円 ② 1,000千円 ③ 0千円 ④ 0千円	分担	5
			千円 千円 千円 千円		

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。
- 2) その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- 3) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 4) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 6) 必要に応じて行を増減してください。

「人と情報のエコシステム」研究開発領域
提案書（プロジェクト企画調査）様式

<記載例>

グループリーダー氏名： △△ △△

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	① 研究費 (期間全体) ② 研究費 (H28 年度) ③ 研究費 (H29 年度) ④ 研究費 (H30 年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
△△財団公募事業	○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○	H26 ～ H29	① 4,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 1,000 千円 ④ 1,000 千円	分担	5
			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

グループリーダー氏名： □□ □□

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	① 研究費 (期間全体) ② 研究費 (H28 年度) ③ 研究費 (H29 年度) ④ 研究費 (H30 年度)	役割 (代表/分担)	エフォート (%)
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究	○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○	H25 ～ H27	① 3,000 千円 ② 1,200 千円 ③ 0 千円 ④ 0 千円	代表	10
			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

【様式9(企画)】 特記事項

- ※ 応募にあたっての理由や希望、その他、様式1～8までに記載できなかった内容等を記載してください。
- ※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
- ※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

(A4用紙1枚以内)

X. 参考資料

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針

（平成 28 年 4 月 11 日 文部科学省 通知）

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 新規研究開発の方針

1. 趣旨及び目標

「第 5 期科学技術基本計画」において超スマート社会（Society5.0）が掲げられ、重要なテーマとして位置づけられている。

IoT、ロボット、人工知能などの情報技術は急速な進歩とともに社会に実装され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらしうるとの指摘もなされ始めている。また、情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられている。IoT、ロボット、人工知能といった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらしうるが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭であることから、萌芽的技術(emerging technology)の段階にあると位置づけることができる。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流工程から多様なステークホルダーの主観的意見をとりいれ、フレーミングの幅を広げていくことが重要となる。

情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能が未発達であるとの状況を踏まえ、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくための社会技術研究開発を推進し、情報技術と人間のなじみがとれた社会を目指す「人と情報のエコシステム」のための研究開発を平成 28 年度より新たに推進する。

具体的な目標は以下のとおり。

情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行う。具体的には、
①情報技術がもたらしうる変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方策を創出する

②情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示していく
 ①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行う。
 また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とする。

2. 取り組むべき研究開発テーマ

(1) テーマの設定について

第5期科学技術基本計画が策定され、その第1章では現状認識として、『近年、情報通信技術（ＩＣＴ）の急激な進化により、グローバルな環境において、情報、人、組織、物流、金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付き、相互に影響を及ぼし合う新たな状況が生まれてきている』が、『世界的な規模で急速に広がるネットワーク化は、これまでの社会のルールや人々の価値観を覆す可能性を有している』との懸念が示されている。『派生するセキュリティ問題への対応、個人情報の保護等の新たなルール、行動規範作りが不可欠となっている』とされており、情報技術と社会の関係を再考するための具体的な取り組みが求められている。このような背景の下、本領域においては、主にビッグデータ型人工知能、ロボット、IoTなどの情報技術の社会的影響を対象に、以下の五つのテーマを中心とした研究開発プロジェクトを推進する。なお、これらは現時点の仮説的なリストであり、またこれらのうちの複数テーマに関わるものや、ここにあげられていない対象に取り組むことは十分想定される。

- A:法律・倫理・制度
- B:経済・雇用
- C:教育
- D:対応技術
- E:基盤構築・方法論

本領域全体として目指すアウトプットは「社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みの形成」であり、それによって「問題を抽出し、多様なステークホルダーでの検討に基づく要請や提言を行うサイクルを稼動させること」である。そのための要件としては、下記のようなものが想定される。

- a. 変化ができるだけ早期に把握あるいは予見し、アジェンダ化していくこと
- b. 研究者や技術者自身がその技術のもたらしうる影響になるべく早い段階で気付くうこと
- c. 多様なステークホルダーの対話に基づくこと
- d. 多様な価値観による可能な限り多数の選択肢を提示すること、少数意見も反映される

こと

- e. 要請ができるだけ迅速に技術や制度に反映され、かつ以降の変化にも柔軟に対応できること
- f. 社会の規範や思い込みを含む価値観の再検討を伴うこと
- g. 施策や要請が、技術や産業発展の過剰なブレーキとならず、適切なハンドルとして機能すること
- h. 世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われること

(2) 主要研究開発要素・テーマの説明

A: 法律・倫理・制度

起きた問題を解決するだけではなく、将来起こりうる問題に対応できるように、来るべき新しい社会の法律・倫理・制度をあらかじめ考え、備えておくための研究開発。

B: 経済・雇用

情報技術がもたらしうる潜在的な負のリスクを低減しながら、ベネフィットを最大化するための研究開発。

C: 教育

情報技術が浸透する社会における変化への対応力を身につけるための研究開発。

D: 対応技術

情報技術がもたらすメリットを供給側と受容側者が共に享受するための、技術開発への要求仕様や仕組みの構築に関わる研究開発。

E: 基盤構築・方法論

技術開発の上流段階から多様な人々が関与し、情報技術がもたらす変化（正負両面）を特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を担う研究開発。

3. 推進体制

- ① 国内の大学、研究機関、公益法人、NPO 法人、民間企業、行政機関等、組織として機構からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施する。
- ② 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進する。
- ③ 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、関係機関との連携を研究開発の段階から十分に行う。
- ④ 研究開発当初から関連当事者との共創を行い、成果の利用者等からのフィードバックを行う。

4. 研究開発推進にあたっての留意事項

- ① 情報技術の進展速度を意識した領域運営並びに成果の発信を行うこと。
- ② JST 内外の関連事業との連携を図ること。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ホームページ

<http://www.ristex.jp/examin/proposal.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@ristex.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

(電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く)